

郡山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月28日

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市条例第43号

郡山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

郡山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成5年郡山市条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（登録の資格） 第2条 認可地縁団体の代表者又は次の各号に掲げる者が選任されているときは、当該各号に掲げる者（以下「代表者等」という。）は、1団体1個に限り認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる。 （1）地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。）<u>第18条の3第1項第6号</u>に規定する職務代行者 （2）～（4）（略） （登録） 第4条 市長は、前条の規定により認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、<u>省令第18条の3第1項</u>の規定により作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合するほか、登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査したうえ、登録するものとする。 （代理人による申請） 第12条 <u>省令第18条の3第1項第7号</u>に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面により当該代理人による申請又は届出をすることができる。この場合において、第3条第1項の規定中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者の代理人」と、第8条及び第10条の規定中「登録者」とあるのは「登録者の代理人」と読み替えるものとする。	（登録の資格） 第2条 認可地縁団体の代表者又は次の各号に掲げる者が選任されているときは、当該各号に掲げる者（以下「代表者等」という。）は、1団体1個に限り認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる。 （1）地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。）<u>第19条第1項第1号へ</u>に規定する職務代行者 （2）～（4）（略） （登録） 第4条 市長は、前条の規定により認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、<u>省令第21条第2項</u>の規定により作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合するほか、登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査したうえ、登録するものとする。 （代理人による申請） 第12条 <u>省令第19条第1項第1号ト</u>に規定する代理人をおいている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面により当該代理人による申請又は届出をすることができる。この場合において、第3条第1項の規定中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者の代理人」と、第8条及び第10条の規定中「登録者」とあるのは「登録者の代理人」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。